

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成30年12月10日（月）午前 9時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|----------|------|---------|
| 委員長 | 松元 深 君 | 副委員長 | 宮内 博 君 |
| 委員 | 山田 龍治 君 | 委員 | 久保 史睦 君 |
| 委員 | 川窪 幸治 君 | 委員 | 阿多 己清 君 |
| 委員 | 前島 広紀 君 | 委員 | 新橋 実 君 |
| 委員 | 下深迫 孝二 君 | | |

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 議員 | 松枝 正浩 君 | 議員 | 宮田 竜二 君 |
| 議員 | 植山 利博 君 | | |

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

| | | | |
|--------------------|---------|------------------------|----------|
| 総務部長 | 新町 貴 君 | 財政課長 | 小倉 正実 君 |
| 財政課財政グループ長 | 村岡 新一 君 | 財政課財政グループサブリーダー | 堀ノ内 周作 君 |
| 市民環境部長 | 有馬 博明 君 | 市民活動推進課長 | 山下 広行 君 |
| スポーツ・文化振興課長 | 中馬 聡 君 | スポーツ・文化振興課主幹 | 宅間 正明 君 |
| 市民活動推進課市民環境政策グループ長 | 住吉 一郎 君 | スポーツ・文化振興課スポーツ振興グループ主査 | 住吉 康賢 君 |
| 企画部長 | 満留 寛 君 | 企画政策課長 | 永山 正一郎 君 |
| 企画政策課長補佐 | 野崎 勇一 君 | 企画政策課主幹 | 森山 勇樹 君 |
| 企画政策課企画政策グループ主査 | 石塚 照久 君 | | |
| 消防局長 | 久保 隆義 君 | 消防局総務課長 | 堀ノ内 剛 君 |
| 消防局総務課長補佐 | 神水流 崇 君 | | |

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳留 要一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第 99号 霧島市職員定数条例の一部改正について

議案第101号 霧島市都市公園条例の一部改正について

議案第104号 霧島市新市まちづくり計画の変更について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前 9時58分」

○委員長（松元 深君）

ただいまから総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る12月4日の本会議で、当委員会に付託されました、議案3件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしということで、それではそのようにさせていただきます。

△ 議案第101号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

まず、議案第101号、霧島市都市公園条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求め

ます。

○市民環境部長（有馬博明君）

今回、市民環境部関係の議案として提出しておりますのは、条例の一部改正の議案1件でございます。それでは、議案第101号について説明させていただきます。霧島市都市公園条例の一部改正につきましては、国分運動公園内に新たに投球練習場を設置することに伴い、その使用料を定めるため、当該条例の一部改正を行うものであります。詳細につきましては、スポーツ・文化振興課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

それでは、議案第101号について説明いたします。この議案は、国分運動公園内に新たに投球練習場を設置することに伴い、その使用料を定めるため、霧島市都市公園条例の一部改正をしようとするものです。今回、新設する投球練習場は、4人立ちであり、1か所1時間当たりの使用料を一般が100円、児童生徒が50円とし、国分球場を専用使用するものが投球練習場を併せて使用するときは、投球練習場に係る使用料は無料とするものであります。この投球練習場は、平成31年1月下旬完成予定ですので、施行は平成31年2月1日とするものです。なお、使用料については、近隣自治体の類似施設を参考に使用料を制定したものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（阿多己清君）

近隣自治体の類似施設を参考にという報告を頂いていますが、参考になったところがあればお示しいただきたいと思います。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

近隣自治体につきましては、県内の5施設を参考にしております。身近なところでいきますと鹿児島市の鴨池公園、多目的屋内運動場の投球練習場は3人立ちで1面1時間300円です。1か所あたりにすると100円となります。日置市の伊集院総合運動公園、伊集院ドーム投球練習場は3人立ちで1時間当たり470円、一か所当たり157円となります。鴨池野球場の屋内ピッチング練習場の2人立ちは部屋当たり1時間340円ということで1か所当たり170円ということになります。主なものは以上でございます。

○委員（阿多己清君）

施行を2月1日とされているんですけども、キャンプ誘致とかそこらを見込んで早目に設定をされたのかなと思うんですけども、そこらについてあったらお示してください。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

太陽誘電のキャンプが2月から入ってくる予定でございますので、それには十分に間に合うと考えているところでございます。

○委員（川窪幸治君）

この施設の使用時間はどのようになっているのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

条例で国分総合運動場は午前8時半から午後10時までの利用時間になっていますので、その範囲内ということでございます。

○委員（川窪幸治君）

ソフトボールチームも来ているようですが、その練習場で野球だけなのか、それともソフトボールのピッチング練習もできるのか、そこはどうなんでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

図面にもあるんですけど、メインは野球です。男子、女子のそれぞれのソフトボールのプレート

も設置する予定でございます。

○副委員長（宮内 博君）

現地を見させていただいたんですけれど、立面図の右下の部分に紹介してあるんですが、このすぐ横が児童公園という構造になっているわけです。それで、投球練習場と児童公園の間をどうふうに考えているのかというのを紹介してもらえませんか。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

今のところ投球練習場のみの設置でございまして、ネット等の設置は考えていないところです。

○副委員長（宮内 博君）

そうしますと、立面図にある部分の周辺はフェンスとかで区切るというような計画もないと、その子供たちが遊ぶところから入れないような形で何らかの対応をするというようなことについてはどうなっていますか。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

この図面にもあるんですけど、ピッチングの練習場の中にはフェンスで囲んでありますので入れませんが、そのほかのフェンス等は今のところ考えていないところです。

○副委員長（宮内 博君）

ちょっと立面図では分かりにくいのでお聴きしたんですけど、今の課長の答弁では左のほうに平面図があります。この囲っている部分は自由に入れるようにはできていないと、何らかの扉とかフェンスとか、そういうような形で構造上はなっていると、この立面図の横にあるA棟、B棟の所にドアが書いてありますけれど、そこが出入りになっていてあとは外からは入れない構造になっているという理解でよろしいですか。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

今委員が言われたとおりでございまして、入るにはA棟、B棟にそれぞれのドアがありますがそこからは入れないような形になっているところでございます。

○委員（新橋 実君）

この平面図を見るとマウンドの距離が14.2mですかね、18.44m、野球とソフトボールかなと思うんですけども、このソフトボールのところ見ると屋根が付いてないわけですよね。その辺はどのように考えていますか。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

この投球練習場は、基本的には野球がメインで造っているということでございまして、ソフトボールはサブ的なということになっております。確かに女子が雨にかかる部分があるかもしれませんが、今のところはこの計画でいく予定であります。

○委員（新橋 実君）

ソフトボールは対象外だということで、理解してよいですか。もう一回確認しておきます。

○スポーツ文化対策監（有馬博明君）

基本的には野球で設計をしているところです。このソフトボールのプレートの上に屋根がないということだと思います。ここについては建築住宅課のほうとも設計変更分を含めて協議をやっているところで、どこまでどういう形できるかというところを検討しております。御指摘のとおりです。

○委員（新橋 実君）

野球も児童生徒とその専門の方とは、ピッチングの距離が違うと思うんですけど、その辺はどういう形で対応するんですかね。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

基本的には野球のプレートというのは一つだけだと思うんですけど、子供たちの場合は距離が違いますので前から投げるといった形になると思います。

○委員（新橋 実君）

マウンドが造ってあるんですよね。マウンドが造ってあっても前から投げても投球に支障はない

ということですか。

○市民活動推進課長（山下広行君）

野球の場合は18.44m、少年野球の場合は通常16mでマウンドは使用しませんので、前から投げるということなので支障はないと思います。

○副委員長（宮内 博君）

先ほど部長から答弁があったように、A棟とB棟の間に屋根がないということで、当然投げた球が濡れる可能性があるというようになるわけですが、雨天時のことを考えると練習がしにくいという、もちろんピッチャーとキャッチャーのところは、屋根がありますので濡れないという構造にはなっておりますけど、部長の答弁では、その設計変更も含めてこのことについては、今議論をしているということなんですけれども、当然、設計の段階でそのところは掌握できる内容ではなかったのかなというふうに思いますが、最終的にはその屋根を付けるということで考えているということでは理解してよろしいですか。

○市民環境部長（有馬博明君）

基本的にグラウンドとの併用ということになってきますと、そもそもチーム自体は雨が降ったときにはグラウンドで練習をしないということになりますので、その場合には上の多目的広場でトレーニングをしながら、ピッチャーとキャッチャーだけは下に来て、投球練習をするという可能性はあると思います。今の設計変更については、ひさしをもうちょっと延ばしてソフトボールの方々が濡れないようにできないかなというレベルでございまして、全面を屋根で覆うとなってくると交付金の関係で、そこまでの変更は若干無理かなと考えておりますし、先ほど課長から説明がありましたように県内の先進事例を見ましても投球の途中のところまでを屋根で覆うというのは鴨池ぐらいで、プロ野球がキャンプで来るようなところですよ。あとのところは、中間が空いているところもあったことから、事業費の関係もありましてこのような設計を取らしていただいたというようなことです。今回の設計変更はソフトボールのピッチャーが濡れない範囲でできないかなという対応でございませぬ。

○委員（新橋 実君）

専門のピッチャーになるとキャッチャーのところに行くと思うのですが、やっぱりボールを投げれば暴投をしたりするわけですが、外壁についてもGLカラー鋼板になっているわけですよ。これについては、周りにネットを張るということは考えていらっしゃるんですか。

○市民環境部長（有馬博明君）

図面3ページの左下の平面図で見ていただくと、キャッチャープレートの後ろに、点線のところでカーテン式ネットと書いてございます。よくプロ野球のキャンプのときなんか、監督が後ろから見ている、そしてその前にはネットがあるというような状況です。

○委員（新橋 実君）

キャッチャーの後ろだけですか。大きさとかはどうなっていますか。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

ネットは今部長が言いましたとおり、後ろだけで[「横は」と言う声あり]横は壁だけであります。

○委員（久保史睦君）

答弁の中で、交付金の関係で全面を覆わないということでしたが、先ほどの類似施設の金額の紹介がありましたけれども、ほかの施設もこういう形で全部を覆っているわけじゃないんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中馬 聡君）

それぞれ全く同じような建物ばかりではなくて、屋根はなくて足だけあるとか、いろいろその施設によってもそれぞれ異なるようでございますので、全く本市と同じタイプのものもあればそれではないものもあります。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時14分」

「再開 午前10時15分」

△ 議案第99号 霧島市職員定数条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第99号、霧島市職員定数条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（満留 寛君）

それでは、議案第99号、霧島市職員定数条例の一部改正について、御説明申し上げます。今回の議案は、本市の消防体制の充実強化を図るため、消防局職員の増員を行うことについて、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、企画政策課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（永山正一郎君）

それでは、議案第99号、霧島市職員定数条例の一部改正について、御説明申し上げます。新旧対照表1ページを御覧ください。本市の職員定数条例第2条第1項において、職員定数は1,250人と規定しており、第10号では消防局の職員を181人と規定しています。今回の定数条例の一部改正につきましては、消防局における業務量が年々増加傾向にあること。また、今後においても高齢化率の上昇に伴い、ますます業務量の増加が見込まれ消防活動に支障を来すおそれがあることから、定年退職者数を見据えた職員の前倒し採用を行うとともに、職員の年齢構成平準化を図り、市民の安心安全の確保に努めるため、消防局の職員の定数を181人から184人に引き上げようとするものです。なお、職員定数の総数は据え置くことから、第1号市長の事務部局の職員は772人から769人に引き下げ、改めようとするものです。そして、施行日を平成31年4月1日といたしております。以上で議案説明を終わりますが、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（山田龍治君）

口述書の中に今後においても高齢化率の上昇に伴い、ますます業務量の増加が見込まれるということが書いてあります。高齢化率の上昇を要因とする業務の量が増えるというものは何かあるんでしょうか。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

今回の場合のこの業務量の増加というのは救急活動を示しております。現在救急も年々増加しているんですが、高齢化するにあたって、また救急の増加が見込まれるということで記載しております。

○委員（山田龍治君）

年々増えているということですので、救急の出動と火災、交通事故等も含めた出動の件数もあると思いますけど、その件数がどれだけ増えているのかお示しを頂きたいと思います。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

まず、救急のほうからですが、平成27年度中が5,682件、平成28年度中が6,059件、平成29年度中が6,246件と増えております。火災については、年々減少が見られますけど、年度においてちょっと違いますけれども、平成28年度が47件、平成29年度が42件と減っておりますけれども、また平成30年度は現在の時点で60件ほどの火災出動があります。

○委員（久保史睦君）

この年齢構成平準化というのがありますけど、現在の職員の方の平均年齢とこの平準化の基準となるもの。それともう一点、3人の職員の増でそれが解消できるのかどうかというのを教えてください。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

現在の平均年齢は38.8歳になっております。

○企画部長（満留 寛君）

それぞれの年度での退職者数が2030年度までで51人が見込まれるところでございます。そういった中でこの13年の間に51人の退職がありますので、それで年数で割った場合には約4名程度になる形になってきます。職員の年齢構成の平準化という形は、一般職も同様なんですけれどもこれまで定員適正化計画におきまして、10名程度の採用をして職員削減を行ってきたわけですが、今後またそういった年齢構成の平準化をしていく上には、それぞれの年度での採用を検討していかなければならなくなります。そういった中で何名ずつ採用していくのがいいのかという部分につきましては、今後、策定を予定している定員適正化計画を引き継ぐ定員管理計画及び組織機構再編計画で検討していく予定と致しておりますが、現在、国におきまして職員の定年年齢の見直しが議論されております。そういった中にありまして、まだ明確に65歳定年というような、どのような形で定年年齢の上げがされていくのか、その辺が正確に見込めませんことから、その辺が明確になった上で、定員管理計画のほうも検討していきたいというふうに考えています。

○消防局長（久保隆義君）

消防局の状況を申し上げますけれども60歳定年でいったときに、来年の3月が1人、2019年度末が1人、2020年度末が3人、2021年度末が6人、2022年度末がゼロというようなふうに6人からゼロとあるものですから、これを181人という定数を変えずに10年間ぐらいで同じ人数ずつ採用するとしたときが、3人あるいは4人になりますので、6人辞めたから6人採用、その翌年はゼロだからゼロとしたら業務上支障がありますので4名から3名を毎年採用していこうとしたときがこういう状況になるということです。「あともう一つ、3人で大丈夫ですか」と言う声あり」いろいろ課題はあるんですけども、3人、4人を採用したときには、現状と同じようにやっていけるだろうと、今よりも著しく支障を及ぼすというようなことにはならないだろうということです。

○委員（阿多己清君）

平成26年4月1日現在の実人員181人、定数どおりだと思いますけれども、この181人で平成27年度平成28年度は180人ですけれども、そういう状況が平成29年度は181人ということで定数どおりの大体の配置がされているということで、これが184人になるのかなという思いもするんですが、先ほど0人の退職にも係らず3名程度採用の方向だということになれば、184人プラス3人になるおそれが出てくるのではないのかなと思うんですが、そこらはそういう運用は大丈夫なんでしょうか。

○消防局長（久保隆義君）

委員が言われたような採用の仕方をして2028年度には181人の定数に対して実数も181人になりますので、スパンで見たときにはこの181人を超えなくても、その前は増えることがありますけれども、10年後には181人になるというような3人、4人の採用の仕方をしていくというようなことです。184人になって、187人とかありますけれども6人のときにも3人、4人しか採用しませんので、だから減るときもありますので、10年後には181人の人数になるんですよということです。

○企画部長（満留 寛君）

今回の改正につきましては、平成31年4月1日を見込んで184名になる見込みで定数改正をしようとしているものでございます。現在の定数が181名でありますので、大体毎年4名程度、三、四名の採用をしていった場合に、定員数をオーバーしてしまう年が出てきますので、そういったことから来年4月1日を見込んで184名という形に改正するものでありまして、またそれ以降も184名を超える年も出てくると思いますが、その際にはまた見直しをする形になります。

○委員（前島広紀君）

課長口述について、質問させていただきたいですけれども、真ん中辺りに消防局の職員の定数を181から184に、プラス3にするわけですね。その次の部分がちょっと意味が分からないんですけれども、「職員定数の総数は据え置くことから、市長の事務部局の職員数は772人から769人に引き下げる」というこの部分とその一番上のほうに「職員定数は1,250人」とあるんだけどこの辺の数字がちょっと意味が分からないんですけれども説明をお願いしたいと思います。

○企画政策課長（永山正一郎君）

現在の条例では職員の定数を1,250人としておりまして、その中の内数で消防局は何人と条例に定められております。今回、その項目の一つの市長の事務部局の職員という定数があったんですけれども、その部分を消防局を3人増やして市長部局のほうを3人減らす。トータル1,250人につきましては、そのまま据え置きますということです。定数は1,250人ですけど実数は1,100人です。なぜ、1,100人にしないかという疑問を感じると思います。

○委員長（松元 深君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時31分」

「再開 午前10時32分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副委員長（宮内 博君）

条例上は、1,250人ということで、市長部局の772人を769人ということですが、それぞれ議会、選管、監査、農業委員会等の定数が定められているんですけれども、現在の人数をちょっと説明してもらえませんか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

市長の事務局の職員が、現在700人です。議会事務局8人、選挙管理委員会3人、監査委員事務局4人、農業委員会事務局9人、教育委員会79人、教育委員会所管に属する学校職員93人、公営企業職員24人、消防局職員180、合わせまして平成30年4月1日現在で1,100人となっています。

○副委員長（宮内 博君）

条例定数そのものは、全体枠を確保するという事で市長部局の772人を3人削減すると。ただ、現状では700人しか、ここには職員が配置をされていないということなんですよね。将来的にその65歳定年制という議論がある中で、どこまでこの定数を確保するのかというような過渡期にあるんだろうというふうに思いますけれども、ただ現実には条例定数で定めている人数そのものを削減することになると全体的な職員数というのは削減されていくという方向になっていくのかなというふうに思います。将来の職員定数の管理をどうするかということについても先ほど部長のほうから答弁があったように国の動向がよく見えないということで、今の段階では定めることができないということなんです。これまで定員適正化計画など議論してくる中で、類似都市との比較というのはよく出してきているわけですけど、この類似都市というのがどうも理解しにくくて、28市になったり50市になったり、その年度ごとに変化するということがあって、どこを基準にしたらいのかというのが定めにくいんですけれども、ただ、現在の類似都市ということでいくと50市ということで発表されていますよね。それで定員適正化計画の中で示されている当時の類似都市の面積というのは241.25km²ということで示されておりますが、類似団体50市の面積は132.88km²となっている。定員適正化計画のときに示された数字よりも面積要件が100km²ほど小さくなっている。こういうことでより職員の定数から考えると、面積要件が霧島市は非常に大きいということが言えるようになってきているんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、今回この市長部局の定数を見直すということに当たって、その面積要件等を考慮した類団との比較というのはどの程度議論をしたのか、そのところをちょっと御説明いただけませんか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

類似団体と比較すると委員の御指摘のとおり面積とか、その土地の構造的な部分で簡単に比較するのは、その数字を持ってどうという判断は非常に難しいと考えております。そのようなことから定員回帰指標という指標がありまして、これは人口と面積から算出した平均的な職員数を求めることができる指標でございます。この指標から試算しますと霧島市の基準値が1,058人というのが適正な数字と、これに対して霧島市の現在の実数の職員数ではなくて、実数から定員回帰指標で求めた職員数を割り出すと1,051人、1,058人の指標に対して霧島市は1,051人ということで定員回帰指標で言えば霧島市はもうすでに下回っているということで、認識としては今の感覚からすればもうこれ以上職員数を減らしていけば、住民サービスに支障が出る可能性がありますので、そういったことからこの辺の指標を中心に今後定員管理計画等をつくっていくときはこの指標等をもとに、こういった形で住民サービスを今までどおり提供していくかということを考えていかなければならないと思います。

○副委員長（宮内 博君）

確認しますが、定員回帰指標では霧島市は、1,058人とおっしゃいましたかね。それは平成30年の指標で見たときという話ですか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

平成29年度です。

○副委員長（宮内 博君）

そうしますと、定員回帰指標でみるとこれ以上、減らさないということで回答がありましたけど、これでは1,058人であるが、現在1,100人とありましたよね。そことの関係をちょっと説明してもらえますか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

定員回帰指標の基準に対して霧島市の基準というのが、また、それに対しての霧島市の計算をすれば、実際、定員自体は、他の自治体で言えば、例えば消防局が消防局ではなくて一部事務組合であったり、市立の高校がなかったり、そういったのをいろいろ積算して定員回帰指標を出していますので、それに基づいて霧島市の1,100人から定員回帰指標に当てはめて、計算すると1,051人ということで、それに対して7人減っていますということです。

○委員（新橋 実君）

今回、消防局の人数を3人増やすということなんですが、各消防署の人数を教えてくださいませんか。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

霧島市消防局中央署に日勤者と隔日勤務者がいるんですが、まず、交代勤務者をお知らせします。中央署44名、情報司令課10名、隼人分遣所16名、福山分遣所10名、溝辺分遣所16名、北消防署27名、霧島分遣所10名、横川分遣所10名という交代勤務を置いております。日勤者について、総務課7名、警防課8名、予防課6名、局長1名、各課に課長4名です。中央消防署管内に署長1名、予防専門官1名、予防担当者2名、副所長1名、分遣所長3名、北消防署管内で署長1名、副署長1名、分遣所長2名というふうになっています。

○委員（新橋 実君）

夜間の勤務体制というのはどうなっていますか。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

中央消防署においては、最低人員というのは決めておりませんが、15名配置しております。それと情報司令課が最低でも3名から4名ということになります。隼人分遣所5名から6名、福山分遣所3名から4名、溝辺分遣所5名から6名、北消防署8名から9名、霧島分遣所、横川分遣所3名から4名という形をとっております。

○委員（新橋 実君）

今回、女性が1人入ったわけですけど、今後は救急については、女性の救急救命士が必要かと思

うんですが、今後の考えとしてどのように考えていらっしゃるのか。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

平成29年度に女性を1名採用していますが、救急救命士の資格は持っていません。採用試験のときに救急救命士をもって採用する者がいれば、その辺を対象として扱っていきますけれども、救急救命士として入ってきて救急活動ができるのであれば、現場のほうで救急隊に配置したいという考えはあります。現在の1名においては、本部の予防課におきまして、予防の事務と併せて、入ったばかりですので中央署で訓練があるときには、そちらのほうに向かわして訓練をさせておりますので、また、後々は現場のほうで使いたいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっと面積の関係がよく出てきますのでお尋ねしておきたいと思うんですが、霧島市は603㎢ということがよく言われるんですけども、その内の約7割が山林というふうに言われていますよね。山の中でも人家があるところは除いて、全く住宅も何もないというような山林というのはどのくらいの面積があるのか、それによって面積ということが大きく考慮されないということもあるんじゃないかという気がするんですけど、そこら辺は把握されていませんか。

○企画部長（満留 寛君）

ただいま、質問いただいた部分については、現在、把握いたしていないところです。

○委員（下深迫孝二君）

把握はされていない。これも大事なことです。1回、把握をしておかれれば、参考にはなるのではないかという気がいたします。そして、消防局の職員が3名増員ということで、今お話があったんですけども消防局はいつも職員が少ないと前から言われてきていたことなんですよ。消防組合の頃からやはりそういう話は出ておりましたけど、法定定数といいますか、適正数といいますか、これくらいは必要なんですよというのはどのくらいの人数なんでしょうか。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

消防整備指針からいきますと261名が100%になります。現在は181名ですので69%の充足率ということですよ。

○副委員長（宮内 博君）

今回、消防局の職員を増やすというのは、当然、必要だろうと思えますけど、一般職の削減であります。現在、770人に対して700人ということで、全体枠を3人少なくするということになるわけですけど、検討されているかどうか分かりませんが、この3人少なくする部局はどこなんだろうかということなんですけれども、その検討がなされているのかどうか。そして、その職員の長時間労働というのは、これまでも繰り返し問題にされてきたところであるわけですけど、それがこの平成29年度では増えているという報告もなされたばかりなんですけれども、そういうところへの影響等については、どのような考えを持っているのかお示しをください。

○企画部長（満留 寛君）

市長事務部局の職員の条例定数につきましては、772人の中で全体の定数は1,250人という形でございます。その中で市長事務局の職員については、現在700名ということでございますので、今回も定数条例のほうは3名減をするわけなんですけど、既に人員は定数を下回っておりますので、どこを削減するというようなことはございません。[それは分かっている]という声あり] 時間外の状況等につきましては、毎年度、事務量調査をする中で各課の時間外の状況等も調査しながら毎年事務量調査を行ってきているところでございますので、そういった事務量調査の中で人員配置というのをも検討しながら来年度の組織機構の見直し等も行っているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

今の答弁によると過重労働が続くようなところというのは、人員配置も含めて検討して足りないところは補填をするという形で行っているというふうな受け止めたんですけど、そうしますと平成29年度の36人の長時間労働者ということで報告がされているんですけども、その部局のところ

というのは、今回の定数の見直し等に当たって人が足りないという判断ができるところには、それなりの配慮をするような検討がされている。具体的に部局がどこでどのような検討がなされているのかということまで踏み込んで回答ができるんですか。

○企画部長（満留 寛君）

先ほど申しあげました事務量調査をもとに、来年度の平成31年4月1日現在の人員配置については、現在、検討をしているところでございますので、そういった長時間労働がある状況については、その辺も考慮しながら来年4月1日に向けまして人員配置を検討していくこととなります。

○委員（下深迫孝二君）

ここ3年ぐらいの実績で結構ですが、若い職員が採用されて間もなく辞めているという状況、消防局もそうだと思いますけれども、そういう方がこの3年間のうちにいらっしゃるのかどうか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

職員の早期退職等については、企画政策課では把握はしておりません。総務課になります。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

消防局分について、お答えします。平成29年度に2名の依願退職があります。この依願退職については、本人の病気、転職という理由で辞めております。

○委員長（松元 深君）

ここで、委員長を交代します。

○副委員長（宮内 博君）

委員長を交代しました。

○委員（松元 深君）

今回、定数条例の一部改正で、消防局の定数が3名増えたんですが、先ほど説明がありましたとおり、救急が増えている中、10名体制の分遣所があるわけですが、今までもかなり懸案事項で要求もしてあると思うんですが、3名の夜勤体制がある中で、救急と重なったときは空になる状態になる。今回の定数変更のときには、そこについての要求はなかったということでもよろしいのでしょうか。

○消防局長（久保隆義君）

今回の181人から184人にするというのは平準化を図るということで議論ですので、消防局は69.3%の充足率で181人が定数ですけども、それを消防局としては不足するから上げたいというのは庁内で協議中ですので、今回の分には反映されていません。

○副委員長（宮内 博君）

ここで、委員長を交代します。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時56分」

「再開 午前11時00分」

△ 議案第104号 霧島市新市まちづくり計画の変更について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第104号、霧島市新市まちづくり計画の変更について、審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（満留 寛君）

それでは、議案第104号、霧島市新市まちづくり計画の変更について、御説明申し上げます。今回

の議案は、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が本年4月に公布・施行され、合併特例債を起こすことができる期間が合併年度及びこれに続く20年度とされたことから、引き続き、市町合併に起因する事業、本市の一体性の確立や均衡ある発展に寄与する事業等に取り組むに当たり合併特例債を活用するため、霧島市新市まちづくり計画を変更することについて、旧市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。詳細につきましては、企画政策課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（永山正一郎君）

それでは、議案第104号、霧島市新市まちづくり計画の変更についての詳細について、御説明申し上げます。この議案は、旧市町村の合併の特例に関する法律に基づき、霧島市新市まちづくり計画を変更するものでございます。今回の変更に係る背景については、先に企画部長が説明したとおりでございますので、私から、今回の計画変更の内容について、簡潔に御説明申し上げます。平成30年第4回霧島市議会定例会議案の13ページ及び議案第104号の別紙を御覧ください。今回提案しました計画変更では、大きく4か所についての変更を行っております。まず、1か所目として、現行の計画では、合併特例債を発行することができる限度額を建設事業費分、基金造成費分ごとにそれぞれ331億円、19億円としていたところですが、今後の建設事業の実施予定や歳入歳出の見通しを踏まえ、発行することができる合併特例債の限度額を500億円とし、建設事業費分を481億円に変更するものです。なお、基金造成費分につきましては変更いたしません。次に2か所目として、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律により、合併特例債を起こすことができる期間が合併年度及びこれに続く20年度とされたことから、それに併せて、合併年度及びその後の15年間としている現行の計画期間を、合併年度及びその後の20年間に改め、合併特例債を起こすことができる期間を5年間延長するものです。次に3か所目として、本市の均衡ある発展に寄与する事業の実施に当たり合併特例債を広く活用するため、第5章、新市まちづくり基本計画の（1）活力ある都市づくり（社会基盤の整備）の③情報ネットワークを活かした都市づくりの主要施策中の主な事業に、超高速ブロードバンド整備事業を追加するものです。最後に4か所目として、計画の期間と第9章にある財政計画の期間については連動していることから、計画期間の変更に合わせてこれを変更するものです。今回の変更において、財政計画の内容のうち、平成26年度から平成29年度までを決算額に、平成30年度を当初予算額に置き換え、平成31年度から2025年度までの数値については、前提条件を基に算出した推計値としたところでございます。以上で、簡単ではございますが、霧島市新市まちづくり計画の変更についての説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。今、計画について、大きく4か所についての変更を行っているということでありまして、この議案に沿った質疑をお願いします。質疑はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

今回、合併特例債について、約150億円を追加して481億円、建設事業費分については設定をしていくということで、その年度についても2020年から2025年に5年間拡大をしていくということであるわけですが、この間、合併特例債で活用した事業というのは、現在高で約154億円ということで承知をしているんですけども、この設定を満額活用するというのではないというふうに思うんですけども、その位置付けを少し御説明いただいて、この間活用している154億円の事業の主なものはどういうものがあつたのかということについて御報告を頂いて、今後の計画を示してもらいたい。

○財政課長（小倉正実君）

宮内委員がおっしゃったのは、合併特例債を借り入れた後の残額の150億円だと思うのですが、実際の合併特例債の借入額につきましては、277億円程度を借り入れておまして、それを充てた主な

事業としましては、消防施設関係の整備として、分遣所、北消防署の建設事業、小型ポンプ積載車等の整備、公園整備事業としまして、各地区のコミュニティ施設の整備を行っております。また、道路整備としましては、各幹線道路等の整備を行っております。また、街路整備としましては、同じように平和通線を含め、しらさぎ橋、新川北線等の整備に充てているところでございます。また、学校施設整備として各小中学校の施設整備等も行っているところでございます。今回、150億円を追加しまして500億円とさせていただいているところですが、今後の予定と致しましては、本年度の9月補正で債務負担行為を設定いたしました光ブロードバンドの整備事業や敷根清掃センターの建設など、そのほか先ほど申しました例年実施しております道路改良や街路整備、小中学校の大規模改造などに充てることを見込んでおります。具体的な数値と致しましては、平成30年度当初予算での合併特例債が約11億1,000万円でありましたので、今後7年間に相当する金額と今申しました敷根清掃センター、光ブロードバンド整備、小中学校のエアコンの整備等も大規模改造に含まれて行く予定であります。そのような経費に充てる経費等を含めまして今後の発行見込額を223億円としております。合計して500億円ということ想定しているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

この特例債の条件は、その充足率であるとか、あるいは地方交付税による補填であるとか、その辺のところは今回、5年間延長されるということによって変更があったということではないわけですね。

○財政課長（小倉正実君）

合併特例債の充当率、あるいは後年度の交付税措置について変更があったものではございません。

○副委員長（宮内 博君）

今後の計画の中で、課長のほうからの説明で口述書のところで、計画の期間と第9章にある財政計画の期間については連動していると説明をされていらっしゃるんですよね。それでそれによって財政計画、前提条件というのがここに記載をされているのかなと思いますけれども、まず、その確認をしておきたいと思えます。

○財政課長（小倉正実君）

新まちづくり計画を行うに当たって、今後の財政計画がやはり必要になりますので、議案でもお示ししております別紙の18から19ページに基づいて財政計画を予定しているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

計画書の18から19ページに財政計画が示されているんですけど、これまでの経営健全化計画と実際に決算を受けての乖離というのが非常に大きいということで、これまで指摘をしてきた経過があるんですけども、もっとも大きな原因の一つになっているのが、地方交付税ではなかったのかなというふうに思うんですけども、平成29年度までは財政計画書の18ページの地方交付税、これは決算の結果を示しているんですけども、例えば平成30年は、決算の結果はこれからの話でありますけれども、平成29年度の地方交付税の結果と比べて18億600万円の減額というふうになっているんですね。これが同じような形でずっと数字が低くなってきているんですけど、計画の中では15ページの地方交付税の関係の記述では、普通交付税については云々とあって段階的減少を考慮して推計しているというふうに書いてはあるんですけど、この数字的な正確性はどれほど絞り込んで数字的なものを上げているのかなということと思うんですけど、過去の経営健全化計画等からして、そこところの乖離が非常に大きかったという、結果的に基金を増高するというそういうことに結びついているということになっているんですけど、その辺は今回、どういうふうに改善をしているんでしょうか。

○財政課長（小倉正実君）

委員が言われますとおり普通交付税につきましては、実際に予算計上したものと決算額の乖離というのが大きくなっている状況がありました。この理由につきましては、今までも申し上げておりましたが、リーマンショック後の緊急対策費として設けられました、別枠加算の分が当初想

定していたものではなかったために、その辺りの乖離が大きかったということがありました。実際に申し上げますと平成21年から平成28年度までにおきましては、普通交付税の決算額と当初予算計上額の差額については10億円以上あった状況もありました。特に、平成23年度16億円、平成24年度14億円、平成25年度15億円、平成26年度15億円、平成27年度15億円程度の実際には乖離があったところでありました。そういう状況ではありましたが、交付税の合併特例措置の段階的縮減が行われている状況で、平成29年度につきましては当初予算との差額というのは5億9,000万円でありました。平成30年度予算において125億円の普通交付税を計上しているところであったんですけども、実際の決定額としましては128億3,000万円でありましたので、実際の乖離というのは3億3,000万円ぐらいに縮減、減ってきている状況であります。今後もやはり普通交付税の段階的縮減が行われている中というのを考えますと、今後は今までのような乖離というのは見込めないといえますか、考えづらいのではないかとこのように考えておまして、現在の状況での推移と合併特例措置の段階的縮減が終わります2020年度で終わるとして、それ以降の2021年度からは、それ以降は均一的な、ある程度の縮減が終わることになりますので、それ以降につきましては、平準化されるということで、2021年度以降については、地方交付税を117億5,000万円と見込んで推移させたところです。

○副委員長（宮内 博君）

先ほど平成29年度と平成30年度の差額が18億600万円ということで申し上げましたけれど、今の課長の答弁では2021年度の部分で、照らし合わせるとほぼ平準化されているというようなことで理解をしたんですけど、であれば平成30年度からの部分で、数字として示しているものを平準化できなかったのかというふうに思いますけど、その辺はどうなんですか。

○財政課長（小倉正実君）

その分につきましては、先ほど申し上げましたとおり普通交付税の段階的縮減がまだ行われております。平成30年度におきましては、その分が5割の縮減幅であります。それがまだ続くということ想定して平成30年度以降については、まだ減額の見込みとしているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

今後は平準化していくという理解でよろしいわけですね。

○財政課長（小倉正実君）

先ほど申し上げました2021年度では、合併特例措置が完全に終わってその分の影響がなくなりますので、それ以降については同額で推移するものと試算しているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

合併特例債をどう扱っていくのかということで、先ほど今後の敷根清掃センター等の建設事業等が大きなお金を必要とするということになるのかなというふうに思いますけど、それで見るとその19ページの普通建設事業の部分で2024年が121億1,600万円ということで、前年度比からすると二十数億円、平成30年度比からすると63億円ぐらい増えるとなっているんですが、それはここの数字的な部分というのは、先ほどおっしゃった敷根清掃センターの工事に関わる普通建設事業の増大ということで理解をしいですか。

○財政課長（小倉正実君）

大きな要因としましては、敷根清掃センターの建設の関係を想定しております。

○委員（前島広紀君）

今の関連なんですけれども先ほどから大きな事業として、光ブロードバンド、敷根清掃センター、小中学校のエアコンなどが言われていますけれども、医師会医療センターに関してはどうなんですか。相当な金額じゃないかなと思うのですが、さっきから話が出てこないんですけど。

○財政課長（小倉正実君）

医師会医療センターについても建設の予定の計画があるところではありますけれども、あくまでも今回のまちづくり計画については、普通会計、一般会計での試算ということになりますので、医師会医療センターについては、病院事業会計ということで独立した企業会計になっておりますので、

実際、それにどれだけ今後、普通会計からの繰り出し等が行われるかということは、現在では分かっていないところですし、基本的には企業会計で行うべきという考え方もありますので、この分については今回の計画に反映をしていないところがございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここで、しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時25分」

「再 開 午前11時26分」

△ 自由討議

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案3件の自由討議に入ります。本日の会次第順に進めますので、意見があればご発言ください。それでは、まず、議案第101号、霧島市都市公園条例の一部改正について、意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第99号、霧島市職員定数条例の一部改正について、意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第104号、霧島市新市まちづくり計画の変更について、意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案3件の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時26分」

「再 開 午前11時26分」

△ 議案第99号 霧島市職員定数条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第99号、霧島市職員定数条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

私は、今回提案をされております、霧島市職員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論に参加をしたいと思います。今回の条例改正は、一つに消防局の職員を3人増員するというものであります。大型台風や豪雨災害などの異常気象が続く中で、大きな役割を果たす消防局職員の定数を増やすということについては、当然、賛成であります。私が反対を致しますのは、市長部局の職員定数は772人から769人に同じく3名削減する件についてであります。定員適正化計画では2016年度1129人の職員を2017年度には1,119人に削減する計画が進められ現在では1,100人まで正規職員が削減をされている中にあります。今回の提案で市長当局の職員772人を769人に削減をするということですが、実際に現在働いている市長部局の正規職員は700人であるということが議論の中で報告をされているところがございます。正規職員を削減する一方で、公務の現場で675人の非正規職員が働いている実態があります。市長部局の定数よりも実際に72人少ない正規職員の数で現在、市役所は回っているということも明らかになったわけではありますが、今回の定数削減は職員の長時間労働と市民サービスの低下を一層、招くことにつながりかねないということを指摘い

たしまして本案に対する討論とさせていただきます。

○委員（阿多己清君）

私は、賛成の立場で討論を致します。先ほど宮内委員が討論をされましたけれども、確かに職員実数はかなり少ない状態で行政運営されている部分については、私もそういう思いもあります。先ほど類団の話もありましたが、現在の職員定数は、1,100人という報告もありましたけれども、定員回帰指標で職員数を割り出すと、それに近い職員数であるというところでもあります。これは多く職員を配置すれば、よいというものでもなくて、行政もスリム化させないと行政運営、人件費も膨らんでいきますので、そこらは見極めるべき部分だと思います。現在、定数そのものは769人になりますけれども、実数の700人については下回らせないだろうと思っています。しっかりと700人前後で市長部局が回っている状況を考えますと、妥当なのかなと思います。確かに定数は3名減にしますけれども、実数は変わらない状況で運営がなされていくと思いますので、この条例改正については賛同ができる部分でございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第99号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第99号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第101号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第101号、霧島市都市公園条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第101号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第104号 霧島市新市まちづくり計画の変更について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第104号、霧島市新市まちづくり計画の変更について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第104号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第104号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（松元 深君）

ただいま議案処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。〔委員長一任〕という声あり]

○委員長（松元 深君）

それでは、委員長に一任いただけますか。

[「はい」という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された議案の全ての審査を終了します。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 3 6 分」

「再 開 午前 1 1 時 4 2 分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査について協議します。何か御意見はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

閉会中の本委員会の継続調査についてでありますけど、牧園町宿窪田のメガソーラー発電に伴う開発地からの雨水処理についての調査申し出がなされております。この案件について、閉会中の継続調査の対象にしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○委員長（松元 深君）

今ありました、牧園町宿窪田のメガソーラー発電に伴う開発地からの排水処理について、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

その件につきましては、排水ということになれば環境ではなくて、産業建設の部類も入ると思うので、委員長同士で協議をしていただいたらどうですか。しないということではなくて、やはり、所管を侵してはいけないわけですから。

○委員長（松元 深君）

それでは、この件については産業建設常任委員会委員長、執行部、事務局を交えて協議をさせていただきます。閉会中の所管事務調査の日程については、委員長に御一任いただけますか。〔一任〕という声あり]

○副委員長（宮内 博君）

今、委員長同士で調整をするということですが、実施をするということの確認はとっておいたほうがいいのではと思います。それでそのところを確認した上で、そういうふうにされたら、必要であれば合同調査というような形でお願いができればと思います。

○委員長（松元 深君）

それでは、産業建設常任委員長と合同調査について協議します。また、総務環境常任委員会の閉会中の所管事務調査として行うという方向でよろしいですか。

[「はい」という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かありませんか。

[「なし」という声あり]

○委員長（松元 深君）

以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉会 午前11時47分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 松 元 深